

新型コロナウイルス感染症への対応について

※本ページの URL にはリンクが設定してありますので、Ctrl+クリックでリンク先を表示できます。

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する通知等について

新型コロナウイルス感染症に関する各種の通知等については、指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071195.html>

また、厚生労働省のホームページにも、介護事業所向けに新型コロナウイルス感染症の対策をトピック毎にまとめて掲載されているので、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

(2) 新型コロナウイルス感染症等の対策マニュアルについて

旭川市では、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル(高齢者・障がい事業者用)を作成しております。各事業所においては、再度内容を確認の上感染症対策に取り組んでください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sidoujyogenyobou/d071513.html>

また、新型コロナウイルス感染症に限らず、介護現場における感染症への対応力の向上を目的として、「介護現場における感染対策の手引き(第1版)」等が、厚生労働省より令和2年10月に発行されておりますので、インフルエンザウイルスやノロウイルス等の感染症の対策・予防に、御活用ください。

○介護現場における感染対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678253.pdf>

○介護職員のための感染対策マニュアル(手引きの概要版)

・介護職員のための感染対策マニュアル(施設系)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

・介護職員のための感染対策マニュアル(通所系)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

・介護職員のための感染対策マニュアル(訪問系)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

(3) 新型コロナウイルス感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係わる人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス

感染症に係わる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」として、令和2年2月17日から順次、事務連絡として発出されており、現時点(令和3年3月18日現在)で第18報まで発出されております。

指導監査課のホームページに第1報から最新分まとめて掲載してありますので、再度確認の上、事業運営の参考としてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d069493.html>

(4)研修等について

新型コロナウイルス感染症対策に関する介護施設・事業所向けの研修については、厚生労働省から研修動画等が配信されておりますので、事業所等において職員の研修等に御活用ください。

○厚生労働省介護施設・事業所の職員向け感染症対応力向上のための研修教材配信サイト

①職員向け:<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

②管理者・感染対策教育担当者向け:

https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

【令和2年11月9日付「介護保険最新情報Vol.888 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」及び令和2年12月2日「介護保険最新情報Vol.891 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について(その2)」付掲載】

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/osirase/d071988.html>

○厚生労働省が配信する、新型コロナウイルス感染症予防に係わる YouTube 動画集

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc

(5)新型コロナウイルス感染症に係わる在宅の要介護(支援)者に対する介護サービス事業所のサービス継続について

緊急事態宣言が発出されておりますが、感染が拡大している地域の家族等との接触があった在宅の要介護(支援)者への訪問系サービスや通所系サービスについて、事業所が新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、一定期間サービスの利用を控えさせる等といった事案が発生しています。

介護サービス事業所が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないこととなっておりますのでご注意ください。

介護保険最新情報 vol920 掲載

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/548/koureisya/sa-bisu/d072606.html>